

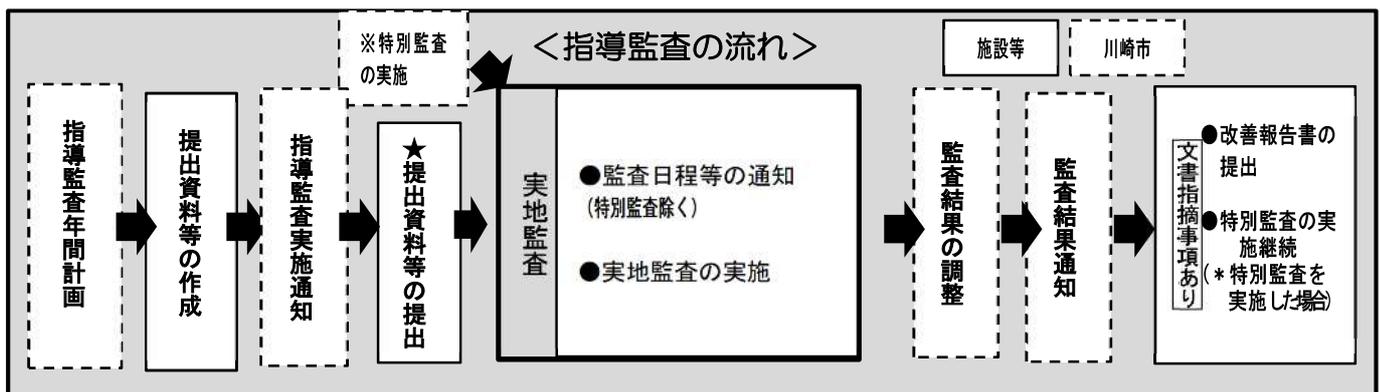
令和6年度 小規模保育事業A・B型及び事業所内保育事業指導監査について

1 指導監査の実施概要

児童福祉施設(小規模保育事業A・B型及び事業所内保育事業)の指導監査の実施方法については、市ホームページに掲載してある「児童福祉関係の指導監査 指導監査の実施方法」のとおり、全施設の監査を実地にて行うことを基本としています。

2 指導監査の流れ

年間指導監査実施計画に基づき 監査の実施日程及び監査に関する資料等の提出期限等について、監査実施の概ね1ヶ月前に対象となる施設等あて通知します。令和6年度から実施通知については各園にメールにてお知らせします。監査に関する資料等を作成のうえ本市あて提出していただき、実地監査を実施し、後日監査結果について通知します。



※特別監査：施設等の運営に重大な問題がある等の場合、一般指導監査によっても改善が見られない場合、正当な理由なく一般指導監査を拒否した場合に、事前の通知なく監査を実施します。

3 提出書類について

(1) 事前提出資料

市HPからダウンロードしてください。

市HPアドレス <http://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000054484.html>

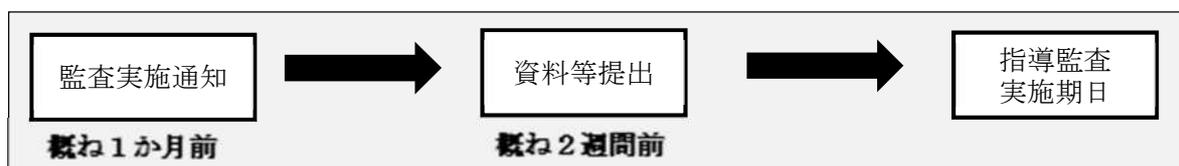
上記アドレスのページ「児童福祉施設関係の指導監査」の画面下の方に「提出資料一覧」がありますので、☆「令和6年度家庭的保育事業等(小規模保育事業A型、小規模保育事業B型、事業所内保育事業)指導監査等提出資料」を選びダウンロードして、必要事項を入力してください。

(2) 別添提出資料

上記、市HPにある提出資料に記載されている「【別紙1】提出資料一覧」のタブを見て、事前提出資料と共に監査担当までお送りください。

(3) 資料提出方法

事前に本市あてに提出いただく資料については、原則、エクセルやPDFファイル等による電子データをオンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）を使用して送付いただきます。詳細は実施通知に記載しています。これまでと方法が変わりますので、ご確認のほどお願いいたします。



4 監査当日の流れ

監査は、半日（午前または午後）の時間で実施します。標準的な実地監査の流れは次のとおりです。

【当日の流れの目安】

標準時刻		実施項目	備考
半日監査	午前	9:00~12:00	※調理設備がある施設等の場合は、時間を調整のうえ、調理室を見学します。 ※項目の順序は監査の時間帯(午前・午後)により前後することがあります。 ※監査の進行により終了時間が変更になることがあります。
半日監査	午後	14:00~17:00	

5 監査・社会福祉法人等に関する情報

監査に関する情報は川崎市ホームページ→こども・子育て→市の取り組み・事業者向け情報→こどもの計画・監査・社会福祉法人→監査・社会福祉法人→児童福祉関係の指導監査 において掲載しておりますので、適宜御参照ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/kodomo/category/274-1-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

(川崎市こども未来局総務部監査担当)

Tel 044(200)3793

Fax 044(200)3190

Mail 45kansa@city.kawasaki.jp